

睦和産業株式会社

有料職業紹介事業許可番号/26-ユ-300350

払い戻し金（返金）制度について

★払い戻し金（返金）制度に関する事項

当社紹介により就職した者が入社後 3 カ月以内に自己の都合による退社または本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

1. 入社後 1 カ月以内に雇用契約が終了した場合 70%
2. 入社後 1 カ月越 3 カ月以内に雇用契約が終了した場合 50%

※ただし、紹介予定派遣の場合派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、この制度は適用しません。